

○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）
（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 (略)</p> <p>二 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十五年九月三十日までの間は、同表の上欄中「指定居宅サービス基準第百十一条に定める員数」とあるのは、「指定居宅サービス基準第百十一条に定める員数（当該指定通所リハビリテーション事業所が指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）附則第二条の適用を受ける場合にあつては、同条の規定によりなお従前の例によることとされた指定通所リハビリテーション事業所）に置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者の員数」ととする。</p>
<p>厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準</p>

<p>厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める通所リハビリテーション費の算定方法</p>
<p>指定居宅サービス基準第百十一条に定める員数を置いていないこと。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

改正案	現行
<p>三 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数（当該指定短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第百四十条の十六に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定居宅サービス基準第百四十条の十五に規定するユニット部分）をいう。二において同じ。）以外の部分に係る指定居宅サービス基準第百二十一条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費（単独型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。</p>	<p>三 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに短期入所生活介護費の算定方法</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数（当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位数型指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第百四十条の十四に規定する一部小規模生活単位数型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分（同令第百四十条の十五に規定するユニット部分）をいう。二において同じ。）以外の部分に係る同令第百二十一条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費（単独型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十七年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定居宅サービス基準第百二十一条」とあるのは「指定居宅サービス基準第百二十一条（当該指定短期入所生活介護事業所が同令附則第二条の適用を受ける場合にあつては、同条により読み替えて適用される同令第百二十一条）」とする。</p>
<p>厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法</p>

指定居宅サービス基準第百二十一条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
----------------------------------	--

ハ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本施設（指定居宅サービス基準第百二十四条第三項に規定する併設本施設をいう。ホにおいて同じ。）が一部ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。）第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分（特別養護老人ホーム基準第四十四条に規定するユニット部分をいう。ホにおいて同じ。）以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。）における短期入所生活介護費（併設型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

指定居宅サービス基準第百二十一条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
----------------------------------	--

ハ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本施設（指定居宅サービス基準第百二十四条第三項に規定する併設本施設をいう。ホにおいて同じ。）が一部小規模生活単位型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。）第四十三条に規定する一部小規模生活単位型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分（特別養護老人ホーム基準第四十四条に規定するユニット部分をいう。ホにおいて同じ。）以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。）における短期入所生活介護費（併設型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十七年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定居宅サービス基準第百二十一条」とあるのは「指定居宅サービス基準第百二十一

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百二十一条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百二十一条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数（当該指定短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る指定居宅サービス基準第百二十一条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費（単独型ユニット型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

二 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数（当該指定短期入所生活介護事業所が一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る指定居宅サービス基準第百二十一条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所生活介護費（単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
利用者数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
利用者数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七

条（当該指定短期入所生活介護事業所が同令附則第二条の適用を受ける場合にあつては、同条により読み替えて適用される同令第百二十一条）とする。

は看護職員を置いていないこと
 十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ホ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。）における短期入所生活介護費（併設型ユニット型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

は看護職員を置いていないこと
 十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ホ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本施設が一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける一部小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。）における短期入所生活介護費（併設型小規模生活単位型短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法
 イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法
 (1) (略)
 (2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（介護老人保健施設短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所をいう。以下この号において同じ。）である場合にあつては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法
 イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法
 (1) (略)
 (2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

短期入所療養介護事業所のユニット部分（指定居宅サービス基準第百五十五条の十四に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分については、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型	指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を

指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居宅サービス基準第百四十二条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

- (1) (略)
- (2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（病院療養病床短期入所療養介護費及び認知症疾患型短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入	指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た

ロ 病院である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに短期入所療養介護費の算定方法

(1) (略)

(2) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所	指定居宅サービス介護給付費単位数表の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た

<p>所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていない場合を含む。）。</p>	<p>単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつて</p>	<p>療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同令第四百二十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと。</p>

<p>療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同令第四百二十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと。</p>	<p>単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

<p>は、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第四百二十二条に</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する</p>

<p>指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する</p>

定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

基準の例により算定する。

める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同令第四百二十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。

基準の例により算定する。

(3) 指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費及びユニット型認知症患者型短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

<p>厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に關する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定短期入所療養介護事業所において、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型認知症患者型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に關する基準の例により算定する。</p>

指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。

指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

（でない場合を含む。）。

別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、指定居宅サービス基準第四百十二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、

指定居宅サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

当該指定短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。